

II 各種統計資料等

1 障害の種類別にみた身体障害者数

(単位：千人)

	平成13年度	平成18年度	対前回比
総数	3,245 (100.0)	3,483 (100.0)	107.3 %
視覚障害	301 (9.3)	310 (8.9)	103.0 %
聴覚・言語障害	346 (10.7)	343 (9.8)	99.1 %
聴覚障害	305 (9.4)	276 (7.9)	90.5 %
平衡機能障害	7 (0.2)	25 (0.7)	357.1 %
音声・言語・そしゃく機能障害	34 (1.0)	42 (1.2)	123.5 %
肢体不自由	1,749 (53.9)	1,760 (50.5)	100.6 %
上肢切断	98 (3.0)	82 (2.4)	83.7 %
上肢機能障害	479 (14.8)	444 (12.7)	92.7 %
下肢切断	49 (1.5)	60 (1.7)	122.4 %
下肢機能障害	563 (17.4)	627 (18.0)	111.4 %
体幹機能障害	167 (5.1)	153 (4.4)	91.6 %
脳原性全身性運動機能障害	60 (1.8)	58 (1.7)	96.7 %
全身性運動機能障害(多肢及び体幹)	333 (10.3)	337 (9.7)	101.2 %
内部障害	849 (26.2)	1,070 (30.7)	126.0 %
心臓機能障害	463 (14.3)	595 (17.1)	128.5 %
呼吸器機能障害	89 (2.7)	97 (2.8)	109.0 %
じん臓機能障害	202 (6.2)	234 (6.7)	115.8 %
ぼうこう・直腸機能障害	91 (2.8)	135 (3.9)	148.4 %
小腸機能障害	3 (0.1)	8 (0.2)	266.7 %
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	2 (0.1)	1 (0.1)	50.0 %
重複障害(再掲)	175 (5.4)	310 (8.9)	177.1 %

() 内は構成比 (%)

(資料出所) 厚生労働省「平成18年身体障害児・者実態調査結果」

2 障害種類別求職登録状況

(平成19年3月末現在)

区分	障害部位	計	計のうち 重度障害者
有効中の者	合計	151,897	49,205
	身体障害者計	94,109	40,820
	視覚	7,329	4,092
	聴覚・平衡・音声言語・そしゃく機能	14,193	8,671
	上肢切断機能	19,581	7,091
	下肢切断機能	26,053	5,118
	体幹機能	5,188	2,052
	脳病変による運動機能	1,911	1,061
	内 部 機 能	19,854	12,735
	知的障害者	32,870	8,385
精神障害者	24,092		
その他障害者	826		
就業中の者	合計	305,409	107,692
	身体障害者計	194,760	78,709
	視覚	17,384	9,540
	聴覚・平衡・音声言語・そしゃく機能	40,967	26,740
	上肢切断機能	40,726	9,648
	下肢切断機能	54,221	9,687
	体幹機能	9,408	3,214
	脳病変による運動機能	4,793	2,088
	内 部 機 能	27,261	17,792
	知的障害者	98,478	28,983
精神障害者	11,524		
その他障害者	647		
保留中の者	合計	47,264	16,105
	身体障害者計	30,155	13,150
	視覚	2,646	1,417
	聴覚・平衡・音声言語・そしゃく機能	4,226	2,469
	上肢切断機能	6,214	2,198
	下肢切断機能	8,398	1,777
	体幹機能	1,906	798
	脳病変による運動機能	713	411
	内 部 機 能	6,052	4,080
	知的障害者	11,196	2,955
精神障害者	5,737		
その他障害者	176		

(資料出所)厚生労働省「職業安定業務統計」

3 障害者職業能力開発校における障害者の入校・就職状況（平成18年度）

対象者	入校者数		中退者数	修了者数		
				うち就職者数	うち就職者数	
視覚障害	38	2.3%	9	6	18	9
うち1級	9	0.5%	0	0	0	0
うち2級	11	0.7%	3	2	5	4
聴覚障害	205	12.3%	62	32	99	68
うち1級	—	—	—	—	—	—
うち2級	148	8.9%	43	21	70	50
上肢障害	89	5.4%	21	16	51	32
うち1級	3	0.2%	2	2	2	1
うち2級	28	1.7%	7	6	15	10
下肢障害	281	16.9%	73	50	169	92
うち1級	49	3.0%	9	7	24	14
うち2級	54	3.3%	10	7	34	18
体幹障害	66	4.0%	19	10	36	21
うち1級	5	0.3%	2	2	1	2
うち2級	23	1.4%	7	2	12	7
脳病変上肢	16	1.0%	5	4	9	4
うち1級	5	0.3%	1	1	3	0
うち2級	4	0.2%	1	1	3	1
脳病変移動	23	1.4%	9	8	10	6
うち1級	3	0.2%	2	1	1	1
うち2級	13	0.8%	3	4	7	3
内部障害	126	7.6%	34	19	73	39
うち1級	79	4.8%	19	1	52	29
うち2級	2	0.1%	0	0	1	1
知的障害	383	23.1%	115	88	262	211
精神障害	27	1.6%	5	1	12	6
発達障害	8	0.5%	0	0	1	1
高次脳機能障害	18	1.1%	2	2	1	1
重複障害	381	22.9%	96	50	206	121
計	1,661	100.0%	450	286	947	611

4 平成 19 年度 委託訓練実施状況（訓練コース別）

総計	受講者数			総計	修了者数			総計	就職者数			総計	就職率		
	知識・技能習得コース	実践能力習得コース	eラーニングコース		知識・技能習得コース	実践能力習得コース	eラーニングコース		知識・技能習得コース	実践能力習得コース	eラーニングコース		知識・技能習得コース	実践能力習得コース	eラーニングコース
5,349	3,656	1,577	116	4,888	3,360	1,434	94	2,060	1,177	851	32	41.4%	34.4%	58.3%	32.0%

5 平成 19 年度 委託訓練実施状況（障害別）

(単位:人)

総計	受講者数					総計	修了者数					総計	就職者数					総計	就職率				
	身体障害者	知的障害者	精神障害者	発達障害者	その他の障害者		身体障害者	知的障害者	精神障害者	発達障害者	その他の障害者		身体障害者	知的障害者	精神障害者	発達障害者	その他の障害者		身体障害者	知的障害者	精神障害者	発達障害者	その他の障害者
5,349	2,092	1,662	1,652	77	32	4,888	1,950	1,528	1,461	69	26	2,060	705	825	545	37	13	41.4%	35.6%	52.5%	36.9%	52.9%	50.0%

6 身体障害者障害程度等級表（身体障害者福祉法施行規則別表第5号）

等級	肢体不自由	
	上肢	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害(上肢)
1級	1 両上肢の機能を全廃したもの	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作がほとんど不可能なもの
	2 両上肢を手関節以上で欠くもの	
2級	1 両上肢の機能の著しい障害	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が極度に制限されるもの
	2 両上肢のすべての指を欠くもの	
	3 一上肢を上腕の2分の1以上で欠くもの	
	4 一上肢の機能を全廃したもの	
3級	1 両上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が著しく制限されるもの
	2 両上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの	
	3 一上肢の機能の著しい障害	
	4 一上肢のすべての指を欠くもの	
	5 一上肢のすべての指の機能を全廃したもの	
4級	1 両上肢のおや指を欠くもの	不随意運動・失調等による上肢の機能障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの
	2 両上肢のおや指の機能を全廃したもの	
	3 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節の内、いずれか一関節の機能を全廃したもの	
	4 一上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの	
	5 一上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの	
	6 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指を欠くもの	
	7 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指の機能を全廃したもの	
	8 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の四指の機能の著しい障害	
5級	1 両上肢のおや指の機能の著しい障害	不随意運動・失調等による上肢の機能障害により社会での日常生活活動に支障のあるもの
	2 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節の内、いずれか一関節の機能の著しい障害	
	3 一上肢のおや指を欠くもの	
	4 一上肢のおや指の機能を全廃したもの	
	5 一上肢のおや指及びひとさし指の機能の著しい障害	
	6 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指の機能の著しい障害	
6級	1 一上肢のおや指の機能の著しい障害	不随意運動・失調等により上肢の機能の劣るもの
	2 ひとさし指を含めて一上肢の二指を欠くもの	
	3 ひとさし指を含めて一上肢の二指の機能を全廃したもの	
7級	1 一上肢の機能の軽度の障害	上肢に不随意運動・失調等を有するもの
	2 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節の内、いずれか一関節の機能の軽度の障害	
	3 一上肢の手指の機能の軽度の障害	
	4 ひとさし指を含めて一上肢の二指の機能の著しい障害	
	5 一上肢のなか指、くすり指及び小指を欠くもの	
	6 一上肢のなか指、くすり指及び小指の機能を全廃したもの	

備考

- 1 同一の等級について二つの重複する障害がある場合は、1級上の級とする。但し、二つの重複する障害が特に本表中に指定せられているものは、該当等級とする。
- 2 肢体不自由においては、7級に該当する障害が二つ以上重複する場合は、6級とする。
- 3 異なる等級について二つ以上の重複する障害がある場合については、障害の程度を勘案して、当該等級より上位の等級とすることができる。
- 4 「指を欠くもの」とは、おや指については指骨間関節、その他の指については第一指骨間関節以上を欠くものをいう。
- 5 「指の機能障害」とは、中指指骨間関節以下の障害をいい、おや指については、対抗運動障害をも含むものとする。
- 6 上肢又は下肢欠損の断端の長さは、実用長(上肢においては腋窩より、大腿においては坐骨結節の高さより計測したもの)をもって計測したものをいう。
- 7 下肢の長さは、前腸骨棘より内くるぶし下端までを計測したものをいう。